

個人情報保護取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当社の個人情報保護方針に基づく個人情報の取扱の基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

ただし、当社の従業員に係る個人情報の取扱については別に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規程する個人情報をいう。

2 個人データ

法第2条第4項に規程する個人データをいう。

3 保有個人データ

法第2条第5項に規程する保有個人データをいう。

4 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 管理組織・体制

第3条 政府の個人情報の保護に関する基本方針にいう個人情報保護管理者として、取締役会の決議に基づき社員の中から個人情報保護統括管理者（情報セキュリティ統括管理と兼務。以下「統括管理者」という。）を選任し、個人情報の保護のための措置に関する業務を統括させるものとする。

- ② 企画管理課長を個人情報保護事務管理者（以下「事務管理者」という。）として統括管理者を補佐し、個人情報保護に関する施策の立案とその実施についての指揮・監督に当たらせる。
- ③ 事務管理者は別紙管理体制に掲げる者を個人情報保護部門管理者（以下「部門管理者」という。）として選任し、自らが管理している個人情報の保護に関する施策の実施およびその評価・改善に当たらせる。
- ④ 部門管理者は、事務管理者に届け出て、各部署に所属する者の中から、個人情報担当者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせることがで

は管理上必要最小限に限るものとし、当該データにアクセスできる者は、部門管理者が認めたものに限るものとし、当該部門管理はその旨事務管理者に届け出るものとする。

(本人から書面で個人情報を直接取得する場合の措置)

第 8 条 本人との契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、次の事項を明示したうえでなければ、これを行ってはならないものとする。

- 1 利用目的
 - 2 個人情報を第三者に提供することが予定される場合には、その旨
- ② 利用目的の達成に必要な場合には、前項で特定した利用目的と相当の関連性を有すると合理的と認められる範囲において利用目的を変更することができるが、この場合には変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ③ 前 2 項の規程は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 1 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 2 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(書面以外の方法により個人情報を直接取得する場合の措置)

第 9 条 統括管理者は、担当者が書面による方法以外の方法により個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を当社のインターネット・ホームページへの掲載、店頭における掲示又はパンフレット等への掲載の方法によって公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならないものとする。

② 前条第 2 項および第 3 項の規定は、書面による方法以外の方法により取得した個人情報の取扱につき準用する。

(目的外の利用の禁止とその例外)

第 10 条 本人の同意を得たうえでなければ、前 2 条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- ② 前項の通知を受けた事務管理者は、統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。
- ③ 前項の承認は、次の各号に該当する場合を除き、行ってはならない。
 - 1 本人の同意を得ている場合
 - 2 法令に基づく場合
 - 3 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 4 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 5 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人データの取扱いの委託)

第15条 会社は、個人データの処理を第三者に委託する場合には、個人情報の保護について当社におけると同等の安全管理措置を講じている者を選定し、委託契約等において、次に掲げる事項について明確にしたうえで適正な取扱いが行われるよう配慮するものとする。

- 1 委託先における委託業務を通じて得た個人情報を他に漏らす又は盗用することの禁止
 - 2 委託に係る個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての文書による当会社の承諾
 - 3 委託契約期間
 - 4 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における確実な破棄若しくは削除
 - 5 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等の禁止又は制限
 - 6 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止
 - 7 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における当社への報告義務
 - 8 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任
- ② 委託先における委託に係る個人データが前項の規定に基づき適正に行われているかどうかについては、定期的又は随時確認するとともに、不備が認められた場合には必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第4章 個人情報の適正管理

(個人データの正確性の確保)

第16条 事務管理者は、個人データを利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最

(文書の管理)

第 20 条 事務管理者は、この規程に基づき作成される文書を適切に管理しなければならない。

(その他の安全管理措置)

第 21 条 個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のための措置については、別に定める「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ基本規程」の定めるところによる。

第 5 章 保有個人データに関する本人からの開示請求等への対応

(苦情・相談窓口の設置)

第 22 条 統括管理者は、個人情報の取扱に関する苦情・相談受付に対応する窓口を設置し、この連絡先を本人に通知又は公表しなければならない。

② 前項の手続の細目は、「個人情報に係る苦情等対応手続規程」に定めるところによる。

(利用目的の通知)

第 23 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

- 1 あらかじめ本人が知り得る状態にしてあることにより、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 2 次に掲げる場合
 - i 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ii 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - iii 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - iv 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

② 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(本人からの開示請求等への対応)

第 24 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される

の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- ③ 第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第27条 第23条第2項、第24条第2項、第25条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第28条 第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項の規定による求めに応じる手続については、別に定める「個人情報の開示等に関する手続規程」の定めるところによる。

第6章 廃棄

(個人情報の廃棄)

第29条 個人情報を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にするか、信頼できる廃棄物処理業者に廃棄を委託しなければならない。

- ② 個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去するか記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄するものとする。
- ③ 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去してから転用しなければならない。
- ④ 個人情報の廃棄作業は、部門管理者立会いのもと個人情報取扱者が行う。
- ⑤ 個人情報の廃棄・消去の顛末については、管理台帳を設け記録しなければならない。